

(新)

高松みどりの里

(小規模多機能型居宅介護)

(予防小規模多機能型居宅介護)

運 営 規 程

社会福祉法人 博寿会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 博寿会が設置経営する指定小規模多機能型居宅介護事業所 高松みどりの里《小規模多機能ホーム》(以下「事業所」という)の運営及び利用について必要な事項を定め、要介護又は要支援にある者(以下「要介護者等」という)に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 要介護者等が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、通い、訪問、宿泊 の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護者等の日々の暮らしの支援を行い、また要介護者等の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持、並びに要介護者等の家族の身体及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営の基本方針)

第3条 事業所において提供する(予防)小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものである。

- 2 利用者が住みなれた地域での生活を継続することが出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等をふまえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適当にサービスを提供するものとする。
- 3 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的な環境の下で日常生活を送ることが出来るようサービスを提供するものとする。
- 4 (予防)小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ各一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことが出来るよう必要なサービスを提供するものとする。
- 5 (予防)小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 登録者が通いサービスを利用しない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるための適切なサービスを提供するものとする。
- 7 利用者のおよ介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 8 提供する(予防)小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部のものによる評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

2 名称 高松みどりの里《小規模多機能ホーム》

3 所在地 曾於市末吉町諏訪方 6875 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名

管理者は、従業者等の管理及び業務の管理を一元的に行う。ただし従業者の人事管理、出納管理については博寿会で行う。なお、異常時に備え管理者補佐を置くことが出来る。

(2)介護支援専門員等 1名

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスを提供されるよう、利用者の小規模多機能型居宅介護計画の作成の取りまとめ、地域の包括支援センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連絡・調整を行う。

(3)看護従業者 1名以上

看護従業者は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行い、かかり付け医等の関係医療機関との連携を行う。

(4)介護従業者 1名以上

介護従業者は、(予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。また、宿泊に対して1人以上の夜勤を配置する。

(5)訪問介護従業者 1名以上

訪問介護員は、(予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を必要に応じて自宅にて行う。

(6)宿直者 1名以上

宿直者は、夜間の訪問サービスの要請への対応、事業所の定期的巡視、緊急の文書や電話の收受、非常事態に備えての待機を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)365日営業とする。

(2)営業時間

ア、通いサービス(基本時間) 午前9時から午後5時まで ※日中設定時間6時～21時

イ、宿泊サービス(基本時間) 午後5時から午前9時まで ※夜間設定時間21時～6時

ウ、訪問サービス(基本時間) 24時間対応

※ 緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

(利用定員等)

第7条 事業所の利用定員等については、以下のとおりとする。

- (1) 登録定員 25名
- (2) 通いサービス利用定員 15名
- (3) 宿泊サービス利用定員 5名

((予防)小規模多機能型居宅介護の内容)

第8条 (予防)小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 通いのサービス

事業所のサービス拠点において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

ア、日常生活上の援助 日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

イ、健康状態の観察 血圧測定等、利用者の全身状態の把握を行う。

ウ、機能訓練 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会を確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う(アクティビティサービス含む)

エ、食事支援 食事の準備、片づけ、摂取介助、その他必要な介助を行う。

オ、入浴支援 入浴又は清拭、衣服の着脱、洗身、洗髪介助、その他必要な介助を行う。

カ、排泄支援 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

キ、送迎支援 利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行う。

(2) 宿泊サービス

利用者に対し、事業所に宿泊していただき、日常生活上の世話や機能訓練を行い、当該利用者の心身の安定、介護者の疲労回復等を目的として泊まりのサービスを提供する。

(3) 訪問サービス

通いサービスを利用していない利用者に対する訪問サービスを含め、自宅での生活を送るために必要な身体介護及び生活援助のサービスを提供する。

1) 相談、助言等に関すること、利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

ア、日常生活動作に関する訓練の相談、助言

イ、福祉用具の利用法の相談、助言

- ウ、住宅改修に関する情報提供
- エ、認知症高齢者等を抱える家族の相談、助言
- オ、家族・地域との交流支援
- カ、その他必要な助言、相談

2) その他利用者に対する便宜の提供

(介護計画の作成等)

第9条 (予防)小規模多機能型居宅介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

- 2 小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等をふまえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
- 4 小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し同意を得る。
- 5 小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付する。なお、交付した小規模多機能型居宅介護計画は、5年間保存する。
- 6 利用者に対し、(予防)小規模多機能型居宅介護に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 7 小規模多機能型居宅介護計画の作成においても、つねに小規模多機能型居宅介護計画の実施状況、利用者の様態等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。
- 8 小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い、記録する。

(衛生管理)

第10条 サービスの提供に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業者は、感染症等に関する知識の習得に努めなくてはならない。

(利用料金及びその他の費用の額)

第11条 (予防)小規模多機能型居宅サービスを提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合(介護保険負担割合証等)に応じた額とする。

2 前項の利用料のほか、次に掲げる費用の額を利用者が負担するものとする。

(1)利用者の選択により通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

ア、片道10キロメートル未満 300円(1回につき)

イ、片道10キロメートル以上 500円(1回につき)

(2)利用者の選択により通常の事業実施地域以外の地域に居住において訪問サービスを提供する場合に要した交通費の額

ア、片道10キロメートル未満 300円(1回につき)

イ、片道10キロメートル以上 500円(1回につき)

(3)食費 朝食 200円 昼食 350円 おやつ50円 夕食 350円

(4)宿泊料 1泊 2,000円(泊まり時の料金)

(5)おむつ代 実費

(6)貴重品管理費 1,500円/月(手数料及び保険料の実費)

(7)レクリエーションなどにかかる費用等(材料代などの実費)

(8)電気代(テレビ・冷蔵庫など電化製品1品目につき30円/日)

(9)その他 施設サービスにおいて提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。

(10)前各号に掲げるもののほか、小規模多機能型居宅介護の提供において、提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 実費

3 前1及び2項の費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い利用者の同意を得るものとする。(利用料等)

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は曾於市内とする。

(利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者は、サービスの利用の際に体調の異常や異変があれば、その旨申し出ること。

2 利用者は、機能訓練等の器具を取り扱う際は、従業者の指示に従うこと。

3 利用者は、他の利用者が楽しくサービスの提供を受けられるよう協力する。

(緊急時の対応)

第14条 事業所は、サービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合には、速やかに主治の医師またはあらかじめ定めた協力医療機関等へ連絡を行うとともに必要な処置・対応をするものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 管理者及び介護支援専門員、介護職員、看護職員は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに契約者の家族、市町村に連絡を行うとともに必要な措置・対応を行う。また、事故の状況および事故に際してとった処置を記録するものとする。

(非常災害対策)

第16条 管理者または防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、別途災害防災対策などの要綱を定めるものとする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携を図るものとする。

(人権擁護及び虐待防止)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密保持)

第18条 管理者および従業者は、施設サービスを提供する上で知り得た利用者または契約者等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しないものとする。この守秘義務は契約終了後も継続するものとする。

2 施設は、居宅介護支援事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくものとする。

(個人情報保護)

第19条 利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第20条 管理者は、その提供したサービスに関する利用者または契約者からの苦情に対して、苦情窓口を設置して適切に対応し苦情内容等を記録するものとする。

- 2 事業所は、苦情に関して市町村が行う書類・物件の提出、質問・照会に応じ、および調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、市町村からの求めがあった場合には前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 4 事業所は、苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導・助言を受けた場合においては、当該指導・助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の内容を国民健康保険団体連合会に報告を行うものとする。

(運営推進会議)

第21条 事業者は、(予防)小規模多機能型居宅介護が地域に密着し地域に開かれたものとするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の委員は、利用者、利用者の家族代表、地域住民代表者、曾於市従業者、当該サービスについて知見を有するもの等により構成する。
- 3 運営推進会議の開催は、概ね2ヶ月に1回以上とし、運営推進会議に対し通いのサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言を聞く機会を設けることとする。
- 4 事業者は、前項の、評価、助言等について記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

(地域との連携)

第22条 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

(損害賠償)

第23条 利用者は、故意または過失によって施設(施設及び備品を含む。)に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を賠償し、又は原状に回復しなければならないものとする。

- 2 損害賠償の額は、利用者の収入および事情等を考慮して減免するものとする。



(損害賠償責任)

第24条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負うものとする。第18条に定める守秘義務に違反した場合も同様とする。ただし、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められるときに限り、損害賠償を減じることができるものとする。

2 施設は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとする。

(記録の整備)

第25条 事業所は、設備、従業者および会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業所は、利用者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

ア 利用者の処遇に関する計画

イ 提供した具体的な処遇の内容などの記録

ウ 身体拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由の記録

エ 苦情内容等の記録

オ 事故の状況および事故に際してとった処置についての記録(記録の整備)

(その他運営についての留意事項)

第26条 事業所は、良質なサービスの提供が出来るよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を次のとおり設けけるものとし、常に従業者の資質の向上に努めるものとする。

(1)採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2)定期的研修

2 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 従業者は、勤務中常に身分を証明する証票を携帯し、利用者又は家族から求められたときはこれを提示しなければならない。

4 (予防)小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供について利用申込者等の同意を得る。

5 事業者は、(予防)小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとする。

6 事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第73条2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、事業を提供するものとする。

7 (予防)小規模多機能型居宅介護の提供を受けているものが、正当な理由なしに小規模多機能

型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、また受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市に通知するものとする。

- 8 事業所は、居宅介護支援事業所又はその従業者に対し、利用者にサービスを利用させる代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。
- 9 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行わない。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間その他の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- 10 この規定に定める事項のほか、運営に関する事項は、博寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(改正)

第27条 この規程を変更改正、廃止するときは、社会福祉法人 博寿会 理事会の議決を得るものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

(改正)

この規定は、平成25年12月1日に改定する。

第23条 (記録の整備)条文追加

第24条 (その他運営に関する留意事項)条項変更

この規定は、令和4年12月21日に改定する。

第10条(衛生管理)条の順変更※第16条⇒第10条

以下条繰り下げ

第11条(利用料金及びその他の費用の額)条文変更

第14条(緊急時の対応)条の順変更※第17条⇒第14条

第16条(非常災害対策)条項追加、条の順変更※第18条⇒第16条

第17条(人権擁護及び虐待防止)条追加

第18条(秘密保持)条の順変更※第13条⇒第18条

第19条(個人情報保護)条の順変更※第12条⇒第19条

第20条(苦情処理)条の順変更※第14条⇒第20条

第21条(運営推進会議)条の順変更※第19条⇒第21条

第23条(損害賠償)条追加

第24条(損害賠償責任)条追加

第27条(改定)条追加

この規定は、令和7年4月1日に改定する。

第11条(利用料金及びその他の費用の額)金額変更